

豊島区スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 3 月 25 日
文化商工部長決定
制定 平成 26 年 3 月 25 日
改正 令和 6 年 2 月 21 日

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく豊島区のスポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊島区スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3 名以内 |
| (2) スポーツ・レクリエーション団体及び関係団体等が推薦する者 | 8 名以内 |
| (3) 公募による区民 | 3 名以内 |
| (4) 豊島区職員 | 5 名以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に定める計画の策定作業完了の日までとする。

(組織等)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化商工部学習・スポーツ課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。